

まだ見ぬ正義

人身取引被害者の訴訟プロセスの遠い道のり



語り：ヴィー、サー、ガーン、スー、ゲオ、ドアン
編者：シリボーン、スクロバネック

Live Our Lives (LOL)
女性財団 (Foundation For Women / FFW)
後援：国際協力機構 (JICA) 2017年

まだ見ぬ正義

人身取引被害者の訴訟プロセスの遠い道のり

語り：ヴィー、サー、ガーン、スー、ゲオ、ドアン
編者：シリポーン・スクロバネック

はじめに

まだ見ぬ正義

人身取引被害者の訴訟プロセスの遠い道のり

語り： ヴィー、サー、ガーン、スー、ゲオ、ドアン
編集： シリポーン・スクロバネック

表紙・イラスト： カルナー・バンダサック
印刷： Abeno Printing Co., Ltd.
180, 182, 184, 186 Soi Chok Chai
Jong Jumreon
Rama 3 Road, Bang Phong Phang,
Yannawa, Bangkok, 10120
www.abeno.co.th
Tel. 02-2950022 Fax. 02-6830737

第1刷： 2017年10月
冊数： 1,000冊
発行者： Live Our Lives (LOL) 及び女性財団 (FFW)
295 Charansanitwong 62, Bangplad,
Bangkok 10700, Thailand
電話：02-433-5149, 02-435-1246
ファックス：02-434-6774
info@womenthai.org,
www.womenthai.org

翻訳及び出版： 国際協力機構 (JICA) 技術協力プロジェクト
「タイ メコン地域人身取引被害者支援能力
向上プロジェクト」

日本語訳： ワラポーン・ピルーンサワン
日本語訳監修： 百生詩緒子 松野文香
佐藤祥子 小田哲郎

人身取引は深刻な人権侵害であり、犯罪です。人身取引の被害は多くの場合、国境を越えて起こっており、地域間及び国際的な協力が必要なグローバルな課題です。

タイ政府と日本政府は、人身取引課題に協力して取り組むため、2009年から2014年までの5年間、二国間の技術協力プロジェクトとして「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」を実施しました。2015年からは、対象地域をメコン地域に拡大し、「タイメコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」を実施しています。

このプロジェクトでは、行政とNGOを含む多分野協働チーム (MDT) を通じて、人身取引被害にあった人々への支援体制の強化と、人身取引被害者の社会復帰支援の充実化を目指しています。その中で、被害者女性による被害者女性のための支援活動を行っている「自分の人生を生き抜く女性グループ (Live Our Lives: LOL)」の活動を支援してきました。

この小冊子は、LOLのメンバーが実際に体験した人身取引の被害と、その後、正義を求めて訴訟を起こした記録をまとめたものです。家族がより良い生活を送れることを夢見て、騙されて連れて行かれた外国でひどい目に遭い、さらに、自国であるタイに戻ってからも、訴訟の過程で大変な苦労を強いられた彼女たちの話には、同じ人間として怒りと同情を禁じ得ないでしょう。

彼女たちは自分たちが遭った被害や、なかなか正義が実現されない現実に悲しみ、疲弊しています。しかしながら、LOLなどの支援を得ながら、被害者同士で助け合い、励まし合って、このつらい経験を乗り越えてきました。

この小冊子が多くの人に読まれ、人身取引被害の防止と人身取引の取り締まりにつながることを希望しています。

田中啓生

所長 JICA タイ事務所



序 文

自分の意思で外国に出稼ぎに行ったものの、雇用主による横暴な扱いや虐待、搾取を経験し、出稼ぎ先で悪夢のような思いをした女性たちは、正義を求め、自分たちを騙した人身取引の加害者が法的に処罰されるように望みます。女性財団（FFW）は、長年にわたって「自分の人生を生き抜く女性グループ（LOL）」と協力し、人身取引の被害者、特に加害者を訴追したいと考えている被害者に社会的・法的な支援を行ってきました。訴追は、人身取引を抑制する重要な方策のひとつであり、法的救済は、人身取引被害者の基本的人権を守り、正義が実現するために欠かせないものです。しかしながら、訴訟は長引き、司法制度の中で正義を求めて闘う人身取引被害者が苛立ちを感じるケースを今までにいくつも見てきました。

人身取引被害者や移民労働者にとって、法的な闘いは長い旅のようなものです。忍耐なしに、正義を求める闘いに勝つことはできません。たとえ、被害者女性が勇敢で辛抱強く、断固とした意思を持っていても、彼女たちだけで闘うのは非常に困難です。政府、NGO、民間といった様々な関係機関からの支援が必要ですが、全く足りていないのが現状です。世界的に、地域で、また国内で、人身取引対策のために、研修や会合、啓発キャンペーンなどに使われている多額の資金の一部でも、被害者の法的な闘いのために使えないものでしょうか。被害者は正義を追求するために支援を必要としています。加害者は自分たちがやったことに対し、当然の報いを受け、罰せられなければなりません。

女性財団はこの状況を憂慮しており、人身取引の被害に遭った女性が訴追をしたものの、捜査や裁判が長引き、正義が実現されていない事例を出版する必要があると考えています。ここに登場するヴィー、サー、ガーン、ゲオ、ドアンの経験から得られた貴重な教訓や、今後より効果的に訴追を行うための方策を記録しました。彼女たちは、正義が完全に実現されていないため、いまだに悪夢に苦しめられています。被害者女性が訴えを起こしたことにより何の利益も受けられないならば、たとえ人身取引に関する法律が整っていたとしても、加害者を起訴するのは難しいでしょう。

最後に、国際協力機構（JICA）が出版を後援してくださったことと、長年にわたって人身取引対策分野で協力してくださっていることにお礼を申し上げます。

シリポーン・スクロバネック

女性財団 会長

目 次

1 未だに起訴できない事件

・ 南アフリカからのストーリー

家族に仕送りするわね。

はじめに

序文

1.	未だに起訴できない事件 ・ ・ ・ 南アフリカからのストーリー	1
2.	労働裁判の結末で砕けた夢 ・ ・ ・ ポーランドからのストーリー	9
3.	判決後の沈黙 ・ ・ ・ イタリアからのストーリー	21
4.	まだ見ぬ正義 ・ ・ ・ まとめと提言	36

付属資料：

1. Live Our Lives (LOL)の紹介
2. 人身取引被害者支援を実施するタイ政府機関及び民間団体一覧
3. 女性財団の紹介



南アフリカへ行ったきっかけ

サーはマッサージで生計を立てていましたが、夫と離婚し、子どもを養育しなければならなくなりました。さらに、サーの父親が病気になる、歩くことができなくなりました。タイでマッサージの仕事をするよりも南アフリカで同じ仕事をした方が稼げるので、南アフリカにマッサージ師として行くことにしました。

ヴィーは村のコミュニティ準医療従事者の仕事をしたり、自分で作った工芸品を売ったりして、安定した収入があったので、出稼ぎに行く気は全くありませんでした。ところが、妹のゲウに南アフリカに一緒に行ってほしいと懇願され、ヴィーはゲウと共に、南アフリカへマッサージ師として出稼ぎに行くことを決心しました。

サー、ヴィーとその妹のゲウは労働省雇用局に認定された職業斡旋業者（ブローカー）と契約し、マッサージ師として南アフリカに渡りました。3人の雇用主はケープタウンとヨハネスブルグでマッサージ店を営んでいるタイ人でした。3人とも雇用契約を交わしていたので、まさか自分たちが騙されているとは思っていませんでした。

主な登場人物：

ヴィー

村ではコミュニティ準医療従事者として働いていたが、南アフリカへタイマッサージ師として出稼ぎに行く。出稼ぎ先で労働搾取に遭い、帰国後、元雇用主に対して訴訟をおこす。

サー

タイマッサージ師。ヴィーとその妹と共に南アフリカへ出稼ぎに行く。

ポーン

タイ東北イサーン地方出身で、ヴィーとサーに南アフリカのマッサージ店で出会う。彼女の悲劇的な死がヴィーとサーのその後の行動を奮い立たせる。

契約によると、ヴィーはマッサージの先生を務め、宿代とその他の費用を差し引いて、月額6万バーツの報酬をもらうことになっていました。サーは、月額4万バーツの報酬をもらうという契約内容でした。ところが、2人とも一切給料をもらえませんでした。そのお店には、ヴィー、サー、ゲウの他にもタイ人女性が働いていました。彼女たちに給料を聞いてみると、月収はたった1万2千から1万4千バーツ程度でした。しかも、それは給料ではなく、お客さんからのチップだったのです。

勤務時間は午前11時から午後10時まででした。しばらくすると、雇用主は、店の従業員のパスポートを紛失したと警察に連絡しました。このとき、実際に就業ビザを持っている従業員はたった一人だけでした。タイ人の場合、観光目的で30日間の入国が認められるため、雇用主はタイ人を観光ビザで南アフリカに入国させて働かせていたのです。

辛い日々

給料が支払われなかったため、生活が苦しくなりました。お客さんからチップがもらえたときには食べ物を買いましたが、お金がないときには、道端で雑草を採って料理して空腹をしのぎました。

そのマッサージ店にはポーンというタイの東北地方出身の37歳の女性がいました。ポーンは南アフリカに来るためにつくった借金を返済し、タイにいる家族に仕送りするためにチップをコツコツとためていました。ある夜、宿に戻ってきたサーが、腹痛で苦しんでいるポーンを発見して、彼女を病院へ連れて行きました。その日、ポーンはキノコを採って食べたといいます。医者と看護師はサーに、体内から毒素を除去

する治療をすれば、ポーンの命を救うことができると言いました。しかし、雇用主は治療費を払おうとしませんでした。その夜、ポーンは別の病院へ転送され、4日間点滴を受けましたが亡くなりました。雇用主は、ポーンの死因は、毒キノコを食べたからだと言おうとしました。しかし、サーが受けた説明によると、すぐに除毒治療を行わなかったため、キノコの毒素による内臓機能障害で死んでしまったということでした。

ポーンは、死ぬ前から南アフリカにあるタイ大使館に助けを求めようとしていましたが、死んでしまいました。この一件で、マッサージ店のタイ人の間の雰囲気が悪くなり、誰もお互いの心の内を打ち明けなくなりました。

他方、ヴィーの妹のゲウはストレスがたまり、ヴィーに暴力をふるうようになりました。それが原因でヴィーの体調と精神状態が悪化し、マッサージ店から逃げだす方法を見つけようとしていました。彼女は、わざと客にろうそくを垂らしたり、必要以上に強くマッサージしたりするようになりました。不快に感じた客が雇用主に対して文句を言うようになりました。そのうち、雇用主はヴィーとゲウに10万バーツを払えば、タイへ帰国させてやると言い出しました。ヴィーはお金を手配するために、タイにいる親戚に電話をかけ、まずは自分ひとりが先にタイに帰国しました。

2013年12月、タイに戻ったヴィーは、南アフリカにいるゲウ、サーや他のタイ人女性を救出するために何をすべきか考えました。考えた末、報道機関に連絡をして、南アフリカでマッサージ師として働いているタイ人女性の状況を話しました。

2014年1月22日にこの件が報道され、南アフリカにあるタイ大使館が女性たちを救出して、彼女たちにシェルターを提供しました。ポーンの遺体も1月30日に故郷へ移送されました。ポーンの夫が土地を売って、南アフリカからの移送費を払いました。ポーンの夫は、妻が南アフリカで辛い経験をしていたことを知っていたため、妻が毒殺されたのではないかと疑っていました。彼は死因を明らかにするために、バンコクの病院に検死を依頼しました。

報道後の動き

この事件について報道されてから、社会開発・人間安全保障大臣及び特別捜査局（DSI）や人身取引対策部などの関係機関の代表者が南アフリカを訪問しました。マッサージ師以外にも、ケープタウンで3人のタイ人女性が救出されました。彼女たちはマッサージ師として働くと言われて渡航しましたが、売春宿に監禁され、売春を強いられていました。彼女たちもタイに帰国することができました。

帰国後の人生

南アフリカから女性たちがタイに帰国したのは2014年3月でした。母国の土を踏んだ瞬間、多くの報道陣が取材のために待ち構えていました。女性たちの身元が分からないように、目や顔を隠しながらの取材が提案されましたが、彼女たちは恥じるようなことをやっていないと、その提案を断りました。取材の後、政府関係者と一緒に警察に行き、職業斡旋業者と南アフリカでの雇用主であるマッサージ店オーナーを加害者として告訴しました。



どうして話してはいけないの？

その後、訴訟に影響を与えるため、マスコミや他機関とのコンタクトを避けるように、支援担当官からアドバイスを受けました。訴追手続きの進展を見守っている間、就業支援金を申請しましたが、全員が基金から支援金をもらえませんでした。ポーンの夫は、妻の遺体をタイに移送するために土地を売ってしまい、農業さえできない状況でしたが、支援金を受け取ることはできませんでした。就業支援金を受給できなかった被害者たちは、自分たちがなぜ受給できなかったのか分かりませんでしたし、説明もされませんでした。

正義を待つ

9人が警察に告訴してから1年近く経過してもなんの進展もありませんでした。ある日、ヴィーがLOL (Live Our Lives) メンバーから連絡を受け、LOLの活動に参加するよう誘われました。そこで彼女は今まで他機関から知らされていなかった人身取引被害者の権利について知ることができました。さらに、LOLメンバーが法務省の権利及び自由保護局へ連れて行ってくれました。刑事事件の被害者が受け取れる支援金を申請するためでした。彼女たちはLOLメンバーに自分たちの経験を語りました。

LOLの協力によって、ヴィーや南アフリカから帰国した女性たちは首相官邸へ行き、首相宛の書面を提出しました。首相は、国家平和秩序評議会 (NCPO) の議長も兼任しており、人身取引事案の取締りを本格的に実施することを宣言しています。首相の代理が女性グループの苦情申立書を受理しました。

労働移住及び人身取引に関わる会議が開催される場には、ヴィーと仲間たちは必ず参加し、関係機関に対して訴訟プロセスの迅速化を要望してきました。2015年12月に、ヴィーは南アフリカでマッサージ師として働いた経験を政府関係者50名以上に対して話しました。帰国してから約2年間が経過したにも関わらず、加害者である職業斡旋業者及び雇用主に対する訴追手続きが進展していないことを発信しました。その会議にはDSIの代表者が出席していました。未だ起訴できない理由は、南アフリカにあるタイ大使館から重要な証拠が送られてきておらず、証拠不足だとの回答でした。

南アフリカから帰国して約2年も経過したにもかかわらず、証拠の送付に関して政府機関同士でなぜ連携がとれないのか理解に苦しみました。彼女たちは、南アフリカのマッサージ

店から政府関係者がなんらかのお金をもらっているのではないかと疑いをもつようになりました。また、彼女たちが告訴した職業斡旋業者は依然として南アフリカへマッサージ師として働く女性を送り込もうとしています。

人生とは闘い続けること

サーは故郷に戻ると、南アフリカで売春していた、と村中の噂になっていました。サーは村に残って、父親の介護をしたかったのですが、村人たちの偏見と、南アフリカへ出稼ぎに行くためにつくった6万バーツの借金の返済のため、村に住むことを諦めました。バンコクでマッサージ師として、時給250バーツで働いていますが、自分の生活費、父親への仕送り、借金の返済以外に、訴訟関係費用も必要です。タイでマッサージ師をやるよりも収入がいいので、もう一度外国に行ってみようとも思いました。しかし、訴訟のことも心配だし、海外へ行くためには再び借金をしなければなりません。LOLメンバーもサーのことを心配しています。

一方、ヴィーは様々な機関にコンタクトをとりながら、裁判のリーダー的な役割を果たしています。ヴィーが受けた身体的・心理的な傷は大きなものでしたが、克服し、一步步前に進んでいます。やっと、今年（2016年）の中旬に公判が開始するということを担当官が約束してくれました。南アフリカへ行った日から帰国した日まで、そして帰国してから今日まで長らく闘い、待ち続けてきました。今度こそは、正義を目の当たりにしたいと切に願っています。

2 労働裁判で碎けた希望

… ポーランドからのストーリー

何か間違ったことしたか？

ビザはある。これを見てくれ！



より良い生活を目指して

ガーンは高校卒業後、台湾の紡績工場で働いた経験がありました。何の問題もなく契約満了まで3年間働き、タイに帰国しました。台湾での出稼ぎから帰ってきてすぐに、友人からポーランドのいちご農園で働く労働者を募集していると聞きました。月給は750米ドル(約23,000バーツ)で、週6日、1日8時間労働で、1時間当たり4米ドルの残業手当がつき、1年間働いたあとはさらに10年間契約を更新できるということでした。

主な登場人物：

ガーン

台湾で工場労働者として出稼ぎ経験があり、今度は農業労働者としてポーランドに出稼ぎに行った。

スー

自分の農地をより良くするための資金を稼ぐためにポーランドに出稼ぎに。渡航に必要な諸経費を捻出するために、自分の土地を借金の担保にしてお金を工面した。

最初の台湾への海外出稼ぎでは、月10,000バーツ以上の仕送りをし、親に新しい家を建ててあげました。ポーランドへは、親への仕送りと自分のためのお金を貯めるために行くことにしました。しかし、ポーランドに行くには、職業斡旋業者K社に約20万バーツの紹介料が必要でした。彼女はそれを支払う現金がないので、父の土地権利証を担保に知人から借金をしました。

一方、スーの住む村にも、同じ職業斡旋業者のK社がポーランドでの農園労働者を探しにやって来ました。スーが生まれ育ち、今も暮らしている地域では、昔から出稼ぎに行くことは普通のことです。出稼ぎの仕送りで、周りの家族が豊かになっていくのを見てきました。スーと夫は農地の土壌改良

や農業資材を購入する資金が欲しかったため、スーはポーランドに出稼ぎに行くことを決心しました。スーも紹介料を支払うために土地を担保にして、地元の金貸しから借金をしました。

2009年10月上旬、ガーンとスーは他の16人と一緒にポーランドへ出発しました。男性もいましたが、ほとんどがタイの東北部から来た女性たちでした。顔を合わせて互いに話をしてみると、職業斡旋業者に支払った紹介料は18万~28万バーツとまちまちで、紹介料がなぜ人によって違うのか疑問に感じました。パスポートにはフルーツ加工場と記載された1年間の労働ビザが押されていたので、1年間働くだけで、借金に見合う収入が得られるのか心配でした。

飛行機はドイツに着陸し、そこから陸路でポーランドに入国しました。ガーン、スーと他の16人は畑で農作業をさせられました。しかしその後、ガーンとスーを含む7名の女性は、ドイツ国境付近にあるキノコ栽培工場に移動させられ、雪の中、働かせられました。このとき、自分たちを雇ったポーランドの会社が、パスポートに押された労働ビザに記載された業務内容や勤務地とは関係なしに、外国人労働者を求める雇用主のところへ派遣する労働者派遣業者であることが分かりました。

2010年2月上旬、7名の女性たちは国境警察に逮捕され、勾留されましたが、警察官とコミュニケーションが取れず、自分たちがなぜ逮捕されたか分かりませんでした。自分たちはパスポートを持ち、労働ビザを取得しているので、違法行為はしていないと信じていました。外国人労働者の受入に関して厳格に取り締りをしているポーランドでは、雇用主がパスポート記載の勤務地以外に外国人労働者を移動させ、かつ、

パスポート記載内容と違った作業をさせることは違法行為だったのです。7人は、拘置所で2日間勾留された後、ルブシュ管区裁判所へ出廷し、入国管理局の下で3か月以内にタイに強制送還されるという判決を受けました。その後、7人は、3か所に分かれて違法入国者収容所のようなところに収容されました。ガーンとスーは、他の外国人労働者たちと男女相部屋に収容されました。その際に首都ワルシャワにあるタイ大使館に電話をかけましたが、大使館の職員が電話に出ず連絡は取れませんでした。約2週間後、タイ大使館の職員が3か所に収容された労働者たちと面会に来て、インスタントラーメンを持ってきました。しかし、これらの食事代が後で請求されることになるとは思いませんでした。

結集して闘う

2010年3月上旬と一緒にポーランドに渡った18名がタイへ帰国しました。逮捕された7名以外もポーランドの雇用主が帰国させたいということで送還されました。結局ポーランドでの滞在期間は5か月で、そのうち就労したのは約4か月間でした。しかし、その4か月間の月給や残業手当は一切支払われませんでした。誰もが気を落とし、出稼ぎのために借ったお金をどのように返済すればいいのかととても不安でした。

帰国後、支援にやってきた労働組合から補償を要求するために労働省雇用局に対して苦情を申し立てるよう勧められました。18人は役所の前に立たされ、「騙した職業斡旋業者を認定した労働省の責任を追及する」と書かれたプラカードを持たされました。そこには報道機関が取材に来ていましたが、そのことを彼女たちは事前に知らされていませんでした。ガーンとスーは、事件について家族や友人に知らせていませんでしたし、まさか報道機関が了解もなく自分たちのことを公

にすることは思ってもいませんでした。他の仲間も、ポーランドで逮捕や拘留されたことを恥だと感じ、このことを家族や知人に秘密にしていた人もいました。しかし、報道によって、自分たちが出稼ぎに行き辛く経験をすることが、家族にも地元の人たちにも広く知られてしまいました。さらに、バンコクにいる雇用局の担当官が県労働事務所に連絡し、突然自宅を訪ねて事情聴取を行ったため、ますます恥ずかしい思いをしなければならませんでした。

ガーンとスーたちは職業斡旋業者のK社を提訴したかったのですが、どうすればよいか分かりませんでしたし、加えて政府機関に対しても不信感をもち始めるようになりました。そんなときに、海外へ出稼ぎに行き、辛い経験をした人たちや人身取引被害者が結集してつくった自助グループLOLの人たちと知り合いました。LOLメンバーの多くは強制売春の人身取引被害者でした。ガーンとスーたちは、LOLに出会うまで、自分たちが人身取引被害者であるという認識がありませんでした。人身取引とは強制売春のみだと思っていましたし、強制売春させられた女性を社会が見下すため、人身取引被害者と見られることが恥だと感じていました。

しかし、LOLの活動に参加してから、人身取引とは何か、人身取引は強制売春だけではなく、労働搾取された場合も人身取引被害者となりえることについて、理解しました。しかし、ポーランドでの労働搾取が人身取引のケースに該当しても、特に男性労働者は、自分たちを人身取引被害者として認定してほしくないし、他人から人身取引被害者としてみられたくないと思っていました。

自ら学んで動く

雇用局に苦情を申し立てた後、労働裁判所の訴訟プロセスに従って裁判に進むことになりました。仲間たちは一人も人身取引被害者としての認定を受けていません。ところが、LOLから情報を入手したお陰で、ガーンとスーたち 18 人は法務省刑事事件被害者補償基金に申請し、支援金の一部を、法執行の追及を弁護士に依頼する費用とすることができました。一方、職業斡旋業者K社の提訴を担当する弁護士の手配については、人身取引被害者保護活動をLOLと共に実施している女性財団から支援してもらいました。

その後、K社が労働省雇用局に500万バーツの保証金を預けていることが分かりました。K社の手配で出稼ぎに行った労働者は70人いました。最終的に、雇用局は保証金を70人の労働者に対して、1人当たり約8万バーツ支給しました。ガーンとスーは、このお金を出稼ぎ費用として借りた金の利息分の返済にあてました。

2011年に、ガーンとスーら18人が原告になってK社を提訴し、労働裁判所は損害賠償金を請求した訴訟を受理しました。訴訟プロセスが開始してから、被告のK社が和解を申し込んできました。K社は18名に対して、合計10万バーツの補償金を支払うのと引き換えに、訴訟の取り下げを求めました。ガーンとスーたちは、その和解案を断りました。提示された和解金の金額は、被告のK社がポーランドへ出稼ぎに行くために取った紹介料の合計金額よりも少ない上に、ポーランドで働いていた分の未払い賃金は含まれていません。また、原告側は裁判所の審理により、自分たちの被った被害相応の補償金を受け取れるという期待を抱いていました。

判決

労働裁判所の審理中、ガーンとスーたちは全ての段階において自分たちで経過を確認していました。裁判所までの交通費などの費用が必要な上に、裁判所に行っている間は、仕事ができないので収入もなくなって、どんどん疲弊していきました。

2012年2月下旬に中央労働裁判所は18人の原告の訴訟に対して判決を下しました。裁判所は18人の原告の訴訟内容を次の3つの論点に分けて審理しました。

職業斡旋業者K社は原告スーに20万バーツ、アンに19万バーツに未払い期間につき年利息7.5%を加えて払うこと



判決を言い渡す

1) 職業斡旋業者 K 社は、1994 年改正職業斡旋及び求職者保護法に違反し、中央職業斡旋登録官に対して、被雇用者または職業斡旋代理人を登録しなかった、または、職業斡旋業者が大臣の定めた金額を超えた紹介料または費用を請求し、または、受領したか否か。

2) K 社は、ポーランドの雇用主会社の代理人として、契約に基づいた賃金と残業手当の全額を 18 人の原告に支払うことに責任を負わなければならないか否か。

3) K 社は、ポーランドの雇用主会社が定められた地区外で、また定められた業務内容以外の業務をさせたことにより、ポーランド警察に逮捕され勾留された 7 人の労働者たちに損害賠償金を支払わなければならないか否か。

中央労働裁判所は上記 3 つの論点を審理して、下記の通り判決を下しました。

1) 職業斡旋業者 K 社は、a) 中央職業斡旋登録官に被雇用者または職業斡旋代理人を未登録であった、b) K 社が大臣の定めた金額を超えた紹介料または費用を請求し、受領した罪で 1994 年職業斡旋及び求職者保護法に違反した。この違反により、K 社は外国職業斡旋業許可書の 120 日停止処分を受け、かつ、求職者から取った紹介料と諸費用を全額払い戻さなければならない。中央職業斡旋登録官は、K 社の保証金をもって、18 人の原告に配分しなければならない。K 社は、18 人の労働者が職業斡旋契約の権利及び利益を享受できず、且つ、タイに強制送還されたため、紹介料と諸費用の不足分を払い戻さなければならない。裁判所は 18 人の原告の訴訟日から数えて、

不履行があつて返済がない期間について、タイ民商法典に基づいて年率 7.5%の利息を定める。

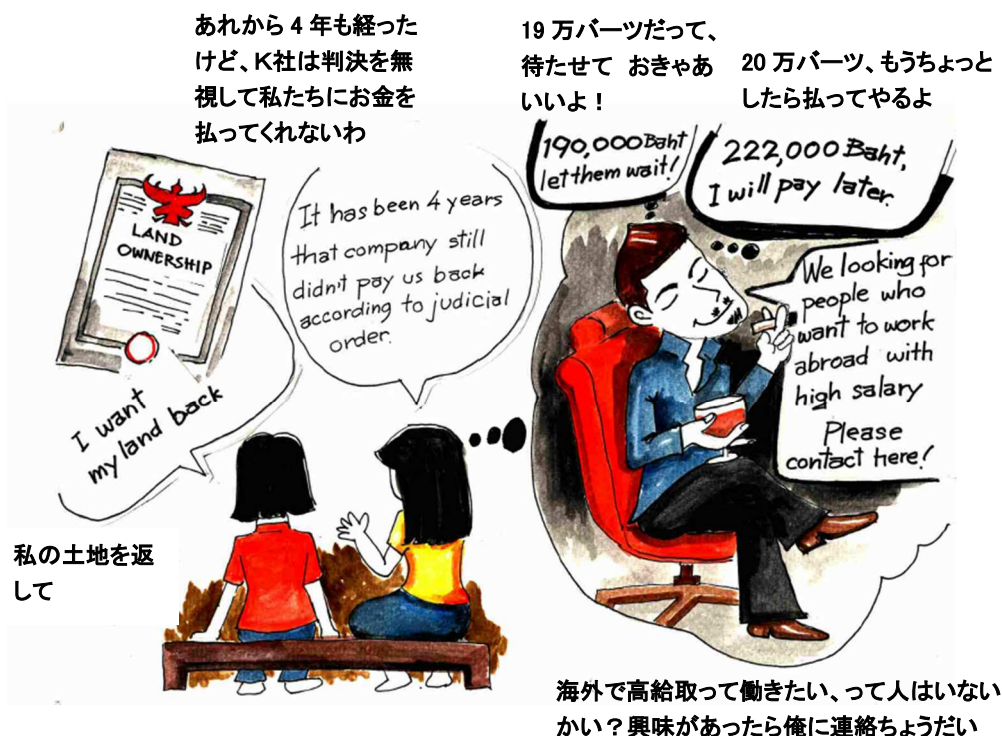
2) 被告は職業斡旋業者であり、ポーランドの雇用主会社の代理人である。具体的には、18 人の原告との雇用契約においてポーランドの会社に代わって署名する権限を与えられたため、タイ民商法典により雇用契約に基づく責任を負わなければならない。ポーランドの雇用主が職業斡旋契約に基づいて賃金を支払わなかったため、被告人は労働者保護法に基づいて未払いの賃金及び未払期間について 15%の利息を支払う義務がある。しかし、18 人の原告は年率 7.5%の利息を請求したため、請求通り 7.5%の利率とする。

3) 被告は職業斡旋業者で、ポーランドの雇用主会社が定められた地区外で、定められた業務内容以外の業務をやらせたことにより 7 人の女性労働者が逮捕され、勾留されたことに関与せず、または、故意や過失によりそのような結果をもたらしたのでない。よって、被告、即ち、当該職業斡旋業者はポーランドにおける逮捕と勾留について責任を負わない。

中央労働裁判所の判決は、ガーンに対して約 22 万バーツ、スーに対して約 19 万バーツと年率 7.5%の利息支払いを K 社に命じた一方で、ガーンとスーたち女性労働者 7 人が勾留され、強制送還されたことについては K 社の責任を認めませんでした。また、1 か月以上にわたって他の外国人労働者と男女相部屋で収容された時に受けた心理的・精神的ダメージに対する損害賠償もありませんでした。原告たちはポーランドの雇用主に対して損害賠償金を請求するための訴訟を提起することはできません。

判決後の沈黙

労働裁判所の判決が出てから4年経過しましたが、ガーンとスーはK社から損害賠償金を一切受け取っていません。法務省の基金から支援を受けて依頼した弁護士は、被告人は財産がなく、法執行の手続が終了したと知らせてきましたが、18人に対して経過の文書を提供していません。ガーンとスーたちには、法執行手続きがよく分かりませんが、裁判所の判決に基づいて賠償金を受け取れるはずです。何も受け取っていないのに法執行手続きが終了したとはどういうことなのか理解できませんし、今後どうしたらいいのか分かりません。



スーの土地

ポーランドから帰国した被害者のうち、スーが誰よりも不安を募らせています。出稼ぎに行くための紹介料を工面するために、家族の土地を担保に借金しましたが、その土地が金貸しに移転してしまうことを恐れています。金貸しの契約は土地の買戻特約付売却となっていました。スーは買戻特約付売却とは何か分からずに、10万パーツの借金の利息をずっと支払ってきました。合計すると、借金した金額の4倍の金額を支払ったことになります。土地を返してもらうように交渉しましたが、無駄でした。結局、スーは県の内務省下にあるダムロンタムセンターという苦情受付センターに調停してもらうよう要請しましたが、それも実りませんでした。そして、2015年12月頃、金貸しから連絡がありました。スーと父が22万パーツのお金を払えば、土地権利書を返してくれるということでした。大金ですが、スーは家族の土地を返してもらえればいいと思って、その提案に応じました。スーはポーランドへの出稼ぎに行ったことによって、沢山の財産を失いました。また、職業斡旋業者が賠償金を払うように命じられても、それを反故にできるというのは公正ではないと思っています。

ガーンの土地

ガーンも今回の出稼ぎによって30万パーツの借金を負いました。一部返済をして22万パーツ残っています。ガーンが心配しているのは、金貸しが借金の担保に預かっている2ライ（1ライ=1,600平米）の土地のことです。職業斡旋業者から

補償金をもらっても、借金を返して土地を家族に取り戻すには足りないかもしれません。

ガンとスーの今

ガンもスーも、自分と家族にとってより良い生活を求めて出稼ぎに行きましたが、予想に反して、人生が苦しくなっていました。こうなってしまったのは、無知によって騙された自分たちだけではなく、海外への出稼ぎを促進する政府機関が労働者に対して正しい情報を公開していないからです。また、だまされて海外にいるタイ人労働者を保護するための効果的な仕組みも必要です。

ガンとスーたちは希望を捨てずに、正義を求めて闘い続けています。本来ならば、ポーランドの会社がガンとスーたちに行ったことは、人身取引に該当します。契約に記載のない業務をさせたり、勤務地を移動させたり、賃金や残業手当も支払わずに就労させたりすることは、ポーランドの外国人労働者雇用に関する規制に違反しています。ガンとスーは、もし自分たちが人身取引被害者と認定されていたら、支援、救済、補償及び訴訟プロセスにおいて、関係機関からより高い関心とより手厚い支援が得られ、雇用主に対する訴追や処罰もより重くなったのではないかと考えています。ガンとスーは、職業斡旋業者K社が社名を変えて新規登記して、今でもタイ人をだまして海外へ派遣しているかとても心配です。自分たちのような被害者を出さないために、関係政府機関がどのように職業斡旋業者による詐欺及び労働搾取を効果的に阻止できるか真剣に考えてほしいと思っています。

3 判決後の沈黙

… イタリアからのストーリー

実入りのいい仕事！高級が稼げる

タイ式マッサージ



よさそうじゃない。

うーん、面白そうだわ。

イタリアでマッサージ師か果物売りとして働く人を募集しています。いい仕事でがっばり稼げますよ。興味があったら私に連絡して下さいね。

目的地のイタリアで

1. ゲオのお話

ゲオは、夫の親戚であるグループという女性に誘われて、海外出稼ぎを決心しました。グループは村で誰よりも早くイタリアへ出稼ぎに行き、イタリア人と結婚した女性です。グループは以前から、イタリアで古式マッサージと果樹園での収穫作業の仕事があると、村の女性や親戚を誘ってイタリアへ連れて行っていました。グループ

は、ゲオと幼なじみのモーンと義理の妹であるジャンの3人分のパスポートを準備し、3人は2006年2月にバンコクから、オーストリアのウィーン経由でイタリアのミラノの空港に到着し、それから車でアスティ市へ移動しました。

イタリアに着いた途端、グループは「あんたたちは私に50万バーツの借金があるのだから、ちゃんと働いて返済するように」と言いました。そして、やらされた仕事はマッサージや果樹園での収穫作業ではなく、売春でした。ゲオたちは部屋で待機させられ、客が来て、指名されると、性的サービスを強いられました。違う町へ連れて行かれ、そこで売春させられることもありました。ゲオたちはブアという女性に監視され、「働かなかつたら、もっと悲惨な状況の南部へ送ってやる」と脅されました。しばらくすると、モーンは妊娠しま

主な登場人物：

ゲオ

グループの親戚の娘で、彼女の手引きでイタリアに出稼ぎに行く。グループの話では、タイマッサージのマッサージ師として働くために国を出たのだが。

グループ

地元の村で人身取引の斡旋をしていた。ゲオをはじめ、村の女性数名をイタリアに送っていた。

したが、中絶させられ売春を続けさせられました。ゲオはなんとか夫に連絡することができ、夫に助けを求めました。夫がグループに話をしたところ、「借金さえ返済すればゲオをタイに帰してやる」とグループは言いました。

2006年6月6日、ゲオたちは不法滞在の罪で逮捕されました。当時、イタリア政府は人身取引事案の取り締まりを強化していた時期でしたが、ゲオと他の女性たちは人身取引被害者としては認定されませんでした。しかし、国際移住機構(IOM)より支援を受けて、NGOのシェルターに2か月ほど入所し、2006年8月24日にタイに帰国しました。帰国当日に、3人はタイの警察に、強制売春させられたとしてグループを訴えました。

2. ドアンのお話

ドアンの場合は、同じS県出身の職業斡旋業者のジョムにイタリア行きを持ちかけられました。ジョムは、2002年にイタリアに出稼ぎに行き、イタリア人と結婚してから、タイ人女性にイタリアで働くことを斡旋していました。

「イタリアのレストランや果樹園での収穫作業などの仕事がある。パスポート・ビザにかかる費用とチケット代は立て替えてやるから。」と女性たちを誘いました。2006年

主な登場人物：

ドアン

ゲオを同じ頃に違うルートでイタリアにレストランの給仕として渡す。ゲオとは、助けられて入ったシェルターで出会う。

ジョム

イタリア人と結婚し、人身取引斡旋業者としてタイ人女性をイタリアに送っていた。

6月2日に、ドアンは、1歳の息子と夫をおいて、友人と一緒にタイを発ちました。パリの空港には、ブガーというタイ人女性と二人の外国人男性が迎えに来ました。「仕事の内容を知っているか。イタリアではベッドの上の仕事しかないよ。」とブガーから聞かされました。さらに、ドアンは65万バーツの借金を負っていると告げられました。そして、「他の女性から接客と性的サービスの仕方を教えてもらえ」と言われました。

ドアンが売春を強いられた初日のこと、客を装っていた警察が売春をさせられていた女性全員を逮捕しました。ドアンと仲間は警察署に連れて行かれ、国際移住機関（IOM）の支援を受けて、NGOのシェルターに入所しました。そこで、ドアンは、ゲオや他のタイ人女性と出会いました。ドアンは2006年7月末に帰国しました。その後、親戚にイタリアでの出来事を打ち明けて、ジョムを告訴することを決意しました。9月の初めに被害届を出し、訴追手続きをとりました。ジョムは2007年8月末に一旦は逮捕されましたが容疑を否認し、保釈されて、裁判中も村で普通に暮らしていました。

正義のための闘い

ゲオとドアンは、それぞれタイの空港に到着したときにNGOの職員に出迎えられました。その時、訴追手続きや救済措置、政府機関から得られる支援金に関わるアドバイスと支援を受けました。もし、このようなNGOがなければ、ゲオとドアンは、職業斡旋業者を訴えるために、捜査官や検察官とやりとりする弁護士を手配することも出来なかったと思っています。また、人身取引担当機関からもらった支援金と賠償金は帰国後、家族の一時的な生活費として使うことができました。その後、捜査や訴訟や加害者の逮捕に関わる手続きが複雑かつ

長期化したことを考えると、自分たちのような田舎者では何も分からなかったし、NGOの支援がなければ何もできなかっただろう、ゲオとドアンは感じました。

1. ゲオと仲間の訴訟

グループは2007年7月にタイで逮捕されましたが、ゲオと仲間が自分のお金欲しさ、かつ、政府機関から得られる5万バーツの支援金欲しさで訴えたのではないかと主張しました。第一審裁判所での訴訟プロセスが開始された頃、グループの海外出国が許されました。それ以来一度も裁判所に来ませんでした。

検察官は2007年10月初めに、性犯罪、1996年売春防止取締法及び1997年女性及び児童取引防止取締法に基づく罪でグループを起訴しました。さらに、ゲオ、幼なじみのモーン、義理の妹のジャンは、イタリアに騙されて行った期間において就労機会損失の損害賠償金を一人当たり、3万1千バーツから3万7千バーツをグループに請求しました。また、名誉棄損・自由侵害・精神的苦痛に対する慰謝料として1人当たり100万バーツ請求しました。グループは、自分はイタリアでは逮捕も提訴もされなかったと無罪を主張し、ゲオたちは金が欲しいだけと言って争いました。裁判中に海外出国が許可されたグループがイタリア滞在中、病気を理由に、判決の言い渡しを何度も延期申請しました。ゲオと仲間は、これはグループと弁護士の意図的な時間稼ぎであると抗議しました。

2009年5月に判決が言い渡されました。判決の言い渡しの際、出廷したのは弁護士のみでした。裁判所はグループの罪について次の通り、判決を下しました。

第一審裁判所は、グループは

- 1) 他人の性欲を満たすために、詐欺・威嚇・権威の乱用あるいは他の手段によって、わいせつ目的で、女性を調達・誘導・連行する罪を犯した。
- 2) 詐欺・威嚇・権威の乱用あるいは他の手段によって、売春させる目的で、ある者を調達・誘導・連行する罪を犯した。

として、グループがゲオとモーン及びジャンに対して行った行為は、

- 1) 刑法典において最も刑が重い刑法典第 283 条第 1 項
- 2) 1996 年売春防止取締法第 9 条第 1 項と第 4 項

に基づく犯罪であり、処罰すべく判決を下しました。

しかし、「本人の同意の有無にかかわらず、女性を取引、売買、連行或いは引き渡しをする罪、または、他人の性欲を満たす目的、わいせつ目的あるいは搾取目的で、女性に如何なる行為をさせたり、或いは、行為を容認させる罪を二名以上の共謀で犯した」という原告の訴えは却下されました。原告側の取り調べでは、グループと共謀した他者がいるという証拠がありませんでした。

裁判所の審理結果、グループの行為は複数の法令に反したため、刑法典第 90 条により最も重い刑で処罰されることになりました。また、当該行為は複数の被害者に対して故意に害をもたらしたため、刑法典第 91 条により、それぞれの害をもたらしたそれぞれの行為全てを対象に、処罰されることになりました。具体的に、一罪につき懲役 6 年、3 人に対する罪の合計で懲役 18 年が科されました。また、訴状で請求した金額より少なかったですが、ゲオには 434,740 バーツ、モーンに

は 634,740 バーツ、ジャンには 431,675 バーツの損害賠償金および告訴日から数えて年率 7.5%の利息の支払いをグループに命じました。

判決が言い渡された日、ゲオ・モーン・ジャンはイタリアから帰国して初めて明るい気分になりました。正義がまだ存在し、まだ見捨てられていないと思いました。この判決によって、元通り家族円満になると思いました。そして、いつも村人に仕事を紹介し村の寺にお寄付をするいい人だと思われるグループを告訴したことで、ゲオたちを非難した村の人たちも今度こそグループの正体が見えるだろうと思っていました。

ところが、その数か月後、グループの弁護士が控訴裁判所に控訴し、2009 年 11 月に受理されました。控訴裁判所での闘いはさらに 2 年間続きました。3 人は、正義を求めての闘いに加えて自分と家族の生活のためにも日々闘わなければならませんでした。モーンは村の人たちから誹謗中傷を受け、安心して暮らすことが出来なくなり、家族を養うために、タイ南部へ出稼ぎに行きました。ゲオとジャンの夫は、裁判が長引くにつれて、時間とお金の無駄だと非難し始めました。そんな中、ゲオとジャンは心身のストレスから、通院するようになりました。また、訴訟の進展を追うために、バンコクへの交通費を政府に申請したところ、職員からも差別的な対応を受けました。一方、グループは有罪判決を受けても、幸せに快適に暮らしていて、子供や親戚に仕送りも出来て、村の人たちから尊敬される存在でした。提訴を選ばずに、グループからの示談金もらっておけば、ここまで苦しまなくて済んだかもしれないとも思いました。

ある日、ゲオは、村の女性とイタリア人男性の結婚式に参加するためにグループが戻ってくるという情報を入手しました。グループを逮捕するよう、警察に連絡を試みましたが、控訴裁判所の判決で有罪ならば、逮捕状を発行できると言われ、判決を待つようにアドバイスをもらっただけで、何も動いてくれませんでした。

2013 年 12 月に、上級裁判所はグループに有罪判決を下しました。被告側の論点では、ゲオが任意で売春するためにイタリアへ渡航したという主張でしたが、ゲオが渡航費用を一切払わず、イタリアへ渡航したという事実と矛盾するとして、グループの策略で3人の女性を騙し、イタリアへ渡航させ、売春を強いたとみなされました。従って、当該行為は第一審裁判所の判決に基づいた罪であり、控訴は認められませんでした。

ところが、控訴裁判所は、第一審裁判所はグループが3つの罪を犯したため有罪という判決を下しましたが、原告側の請求内容の範囲を超えるものだと審理しました。第一審裁判所において、原告側は、被告らがわいせつ目的或いは売春目的で、女性を調達・誘導・連行する罪を犯したこと、すなわち、一行為で複数の法令に反した罪に対する処罰を請求しましたが、刑法典第 91 条に基づく複数の罪に対する処罰を請求しませんでした。よって、第一審裁判所は、原告側の請求内容の範囲を超える判決を下したことになり、原判決を修正し、被告人の処罰について、刑法典第 283 条第 1 項に基づく一罪で、最も重い刑である6年の懲役を科することとしました。その他は第一審の判決を維持することとしました。

控訴裁判所の判決によって、ゲオと仲間は原判決に定められた額の損害賠償金をもらうことになりましたが、グループの罪は、売春目的で女性らを渡航させたという一罪で、懲役 18 年が6年に減刑されました。

ゲオとその仲間は、グループの懲役 18 年が6年になった控訴裁判所の判決は、自分たちと家族が受けた被害と比較すると不当だと感じました。その後、原告側も被告側も最高裁判所へ上訴することを決断しました。最高裁判所は 2013 年6月に上訴申立を受理して、2014 年6月に命令を下しました。原告側は、被告人が犯した複数の罪に対する処罰を請求し、他方、被告側はわいせつ目的及び売春目的で女性を調達・誘導した罪に対する訴えの取り下げを請求しました。両者の上訴申立は控訴裁判所の審理結果を変える理由にならず、両者の上訴申立は審理するに値せず、最高裁判所は本件を受理しないこととしました。

第一審裁判所及び、控訴裁判所及び最高裁判所の判決の言い渡しの際、グループは、イタリア滞在中だったため、出廷したのは弁護士のみでした。最高裁判所で本件を受理しないという判決が言い渡された後、元の逮捕状が無効となりました。そして、第一審裁判所の判決による民事処分（損害賠償金の支払い）及び控訴裁判所の判決による刑事処分（懲役6年）を執行させるために、グループの逮捕状が新たに発行されました。最高裁判所の審理が終了して、グループの逮捕状が発行されてから1年経過しました。ゲオと仲間はグループの逮捕を待ち続けています。

2. ドアンの訴訟

ドアンの訴訟について、検察官は南バンコク刑事裁判所において、性犯罪、自由に関わる犯罪、1997 年女性及び児童取引防止取締法、1996 年売春防止取締法に基づく犯罪という罪名で起訴しました。刑法典第 6・7・8・83・91・283・320 条、1996 年売春防止取締法第 4・9 条、1997 年女性及び児童取引防止取締法第 5・7 条に基づいて、被告人を処罰するよう請求しました。

第一審裁判所は本件を受理し、2008 年 6 月中旬に判決を下しました。ジョムらは

- 1) 1996 年売春防止取締法第 9 条第 1 項及び第 4 項
- 2) 1997 年女性及び児童取引防止取締法第 5 条及び第 7 条第 1 項と第 2 項
- 3) 刑法典第 283 条第 1 項、第 320 条第 1 項及び第 83 条

に基づき、有罪判決を受けました。

第一審裁判所では、ジョムの行為は複数の行為による罪で、刑法典第 91 条に基づき、科刑上罪数のすべてを扱って処罰するとしました。2 名以上の共謀により策略で人を騙して、海外に連れて行き、送り出した罪には、懲役 2 年が科されました。さらに、わいせつ目的や売春目的で、策略で女性を騙して調達し或いは海外へ連れて行った罪で懲役 6 年、1 行為で複数の法令に反した罪になり、最も重い刑により処罰されることになりました。すなわち、刑法典第 90 条に基づき、2 つの罪で 6 年ずつ、合わせて懲役 12 年が科されました。合計懲役 14 年になります。

第一審裁判所の判決後、ジョムは控訴しました。控訴裁判所は 2009 年 6 月に原判決を維持すると判決を下しました。その理由は、被害者が社会開発人間安全保障省から得られるべく 5 万バーツの支援金欲しさで提訴したという被告側の控訴内容が合理性に欠けたからです。さらに、被告人と弁護士が追加した詳細内容は、審理結果を左右する理由にならなかったため、控訴裁判所は審理に値しないと判断しました。

裁判での闘いは、最高裁判所まで続きました。最高裁判所は 2009 年 12 月末にジョムの上訴を受理し、約 4 年後の 2013 年 6 月に判決を下しました。判決では、ジョムが提出した証拠は疑わしいところが複数あり、ジョムの上訴申立は審理するに値せず、本件を受理しないとしました。しかし、最高裁判所の審理結果によると、1997 年女性及び児童取引防止取締法第 7 条第 1・2 項に基づき、2 名以上の共謀で女性と児童取引に関わって犯した罪、及びドアンに対して犯したその他の罪は、一行為で複数の法令に反した罪になり、第一審裁判と控訴裁判所による、複数の行為による罪という判決は正当ではなかったとされます。

従って、ジョムの行為は一行為で複数の法令に反した罪になり（刑法典第 90 条）、最も重い刑が科される刑法典第 283 条第 1 項の懲役 6 年が適用され、そして複数の被害者に対しての行為への科刑（刑法典 91 条）に基づき、2 つの罪で合計懲役 12 年が科されました。すなわち、ジョムの処罰は 14 年の懲役から 12 年の懲役へ減刑されました。その他は控訴裁判所の第二審の判決を維持することとしました。

最高裁判所の判決の言い渡しの際、ジョムは出廷しませんでした。2013 年 6 月に判決が下されましたが、ジョムは逮捕

されず、普段通り村で暮らしていました。最高裁判所の判決に基づいて執行してもらうために、ドアンは刑事事件部検察官に本件を申請しました。そして、検察官はジョムの住む県の警察署長宛にジョムを逮捕するための公文書を発行しました。しかし、未だにジョムは逮捕されず、判決に基づく処罰も受けていません。

ジョムを起訴する際、原告側である検察官は、刑事訴訟において損害賠償金請求を含めなかったため、ドアンは最高裁判所の審理期間中に、苦勞して弁護士を手配し、別途民事訴訟を提訴して損害賠償金を請求しました。民事訴訟の費用及び弁護士依頼費用は、法務省から支援を受けましたが、民事訴訟が終了して損害賠償金がもらえたら、法務省に返済しなければなりません。

ドアンはジョムに対し、50 万バーツの損害賠償金及びバンコクからイタリアへ渡航した日から数えて、年率 7.5%の利息を支払うよう、請求しました。また、法務省から受けた弁護士依頼費用や裁判手数料を払うよう、請求しました。民事裁判所は次の点について審理しました。1) ジョムはイタリアで売春させるために、ドアンを騙したかどうか、2) ジョムはドアンに対して損害賠償金を支払わなければならないかどうか、そしてその金額について。ジョムは、損害賠償金の要求額が高く、かつ損害を証明する証拠書類もないので、5,000 バーツを超えない金額で十分だと主張しました。

県の裁判所は本件民事訴訟に関して、2015 年 6 月に判決を下しました。刑事裁判所の判決に基づいた事実によると、ジョムは、ドアンを騙してイタリアで売春をさせました。そして、損害賠償金について審理した結果、ジョムの行為は刑事

責任が問われる犯罪であり、ドアンに対して故意に損害を与えたため、ジョムは民商法典第 420 条に基づいて損害賠償金を支払わなければなりませんでした。

損害賠償金額について、同法第 446 条において、金銭ではない損害に対する賠償を請求する権利があると定められています。ドアンの場合、心理的ダメージが大きいことと、他人と性行為を強いられたことの損害賠償としてドアンに対して 40 万バーツ及びドアンが被害に遭った日から数えて年率 7.5%の利息を支払うよう、命じました。法務省から支援してもらった金銭の返済について、裁判所の管轄外なので、契約の通りとしました。しかし、弁護士依頼費用としてドアンに 15,000 バーツ、訴訟費用としてドアンに 4,000 バーツ支払うよう、ジョムに命じました。刑事訴訟及び民事訴訟の判決を聞いた時、ドアンは 8 年間の長い道のりでしたが、やっと正義の翼が抱擁してくれたと感じました。

最高裁判所の判決でジョムは懲役 12 年を科せられ、民事訴訟の判決で、損害賠償金・弁護士依頼費用・裁判手料としてドアンに 419,000 バーツ支払うよう命じられたのです。しかしながら、民事訴訟の判決日から半年が経っても、ドアンはまだ賠償金を一切受け取っていません。また、一年以上前にジョムの逮捕状が発行されましたが、ジョムは逮捕されず、逃亡中です。

正義を待ち望む日々

ゲオとドアンは、勝訴し、加害者であるグループとジョムは懲役刑を科せられ、彼女たちに対する損害賠償金の支払いを命じる判決が下されました。しかし、この勝利は紙の上だけのものでした。グループとジョムは判決の言い渡しの際に出廷せず、現在も逮捕されていません。

そのような中、グループは何度もイタリアからタイに入国し、出身県の村の寺に寄付を続けていて、村民から尊敬されています。そして、いまだに村の女性たちにイタリアで働かないかと勧誘しています。

ゲオとドアンは、人身取引対策の専門機関があるにもかかわらず、なぜ自分たちで加害者を追跡しなければならないのか、理解できません。ゲオは8年間かけて正義を求めて闘ってきましたが、加害者が処罰されるまで、あとどれくらいの歳月を要するのか、考えると気が遠くなります。10年近く裁判で闘い続け、村の人たちの心ない言動に長期間に渡って傷つけられるよりも、グループとジョムが訴訟の取り下げを条件に提示してきたお金を受け取っておけば、自分と家族にとって良かったのかもしれないとも考えたりします。



4 まだ見ぬ正義

… まとめと提言



労働搾取された出稼ぎ労働者を含む人身取引被害者が経なければならぬ訴訟プロセスは長く辛い闘いの道のりです。忍耐力がなければ、訴訟プロセスが終わるまで闘い続けることが出来ません。しかし、いくら勇気・忍耐力・意気込みというものを持っていても、政府関係機関や NGO からの支援が不可欠です。タイでは、人身取引対策の予算の多くは国内及び地域内において、人身取引防止及び取締の強化を目的とする研修会やセミナーやキャンペーンに使われています。その予算の一部を、訴訟プロセスをとる被害者を支援する基金にし、加害者の処罰や損害賠償の支払いなどの救済に関わる支援をしてほしいと思います。

以下はヴィー、サー、ガーン、スー、ゲオとドアンケースを基にした被害者からの提言です。

被害者からの提言

1) 被害者の権利保護及び加害者訴追についての社会開発・人間安全保障省及び国家警察庁に対する提言

- ・ 人身取引対策及び労働者海外派遣を担当する機関が被害者に 対して、法律に基づく被害者の権利、救済、補償及び訴追手続に関する情報の提供を行う。
- ・ 被害者救済プロセスにおいて、被害者が加害者を訴追するかどうか決断するための予備知識として、法律や司法プロセスについての説明を行う。
- ・ 加害者を訴追するかどうかを決めるのは、あくまで被害者本人である。従って、被害者の判断を尊重し、また海外で辛い経験を経た被害者のプライバシーを尊重する。
- ・ 地域社会への再統合と生活の再建に影響を与える可能性があるため、被害者の話を公開する時には必ず本人に事前 に相談し、被害者のプライバシーを保護する。
- ・ 知識と経験を有する政府機関あるいは NGO の職員を手配し、被害者に対して継続的に助言と支援を行い、訴訟プロセスが長期化しないようにフォローする。

事件が終結するまで、被害者に対する訴訟プロセスに必要な交通費、食事代、宿泊費用などの資金の提供を行う。

- ・ 訴追を行うかどうかは、あくまで被害者本人の意思によるもので、その判断が TIP Fund（人身取引被害者支援金）を受けられる条件とすべきではない。

2) 訴追についての法務省、最高検察庁及び特別捜査局（DSI）に対する提言

- ・ 人身取引事案の訴訟プロセスを補佐する担当専門部署又は機関の設立。法律に関わる相談窓口という機能以外に、直ちに起訴状を作成し、起訴できるように、国内外における証拠の収集の際、様々な機関と連絡調整ができる機能を持つこと。
- ・ 刑事訴訟において、被害者の訴状の中に、必ず被告人による損害賠償を請求する記載を含める。
- ・ 事件が終結し判決が下された後に、被害者に対する補償として活用できるようにするために、告訴された段階から、加害者の資産を没収、または押収する。
- ・ 裁判中、被告人が海外へ逃亡しないように、被告人のパスポートの発行及び出国の停止を行う。
- ・ ボランティア弁護士 及び関係担当官の経歴が一定の基準に達し、下記の条件を満たしていることを明確に規定する。ジェンダー配慮があること、人身取引事案を担当した経験があること、被害者の置かれている状況、立場、ニーズ等の良き理解者であること、継続的に事件を担当できるようにする。
- ・ 事件が終結した時、すぐに加害者を逮捕し、処罰すること。逃亡した場合、逮捕令状を直ちに発行すること。

- ・ 海外へ逃亡した加害者の逮捕、強制送還、そしてタイでの処罰を実行するために、海外の機関と連絡調整する。
- ・ 被害者の懸念を鑑み、被害者が被告逮捕に貢献できるように配慮する。

3) 訴訟プロセスの進展を追うための支援基金設立に向けて社会開発・人間安全保障省及び同省の人身取引対策基金に対する提言

- ・ 恒常的な人身取引対策基金を創設すること。被害者が加害者訴追を決断したら、被害者の法的支援を行っている民間組織及び弁護士事務所が申請し、支援金を受けられるようにする。
- ・ 人身取引事案に関する知識、人身取引とジェンダーに関する理解を深めるために、弁護士、政府機関及び民間団体の職員に対する法務研修プログラムを作る。
- ・ 基金から支援を受けた訴訟件数、訴訟の結果、訴訟にかかった時間に関する報告書を作成し、関係機関と共有し、さらに一般向けに公開する。

4) 人身取引事案における罪名と処罰に関する審理についての法務省及び最高検察庁に対する提言

- ・ 人身取引事案における罪と処罰の審理基準とするために、司法プロセス関係者が刑法典第 90 条及び第 91 条に基づき、加害者の罪が一罪か複数の罪かについて、理解し判断できるように促進する。

まとめに

この冊子に登場する女性たちは、自分と家族がより良い生活を送れるように海外に働きに行くことを決心しました。出稼ぎ労働者になるつもりが、悪徳ブローカーによって人身取引被害者となってしまいました。彼女たちは、外国で雇用主の奴隷となり、命を守るためにどんな状態でも耐え忍ばなければならないものでした。タイに帰国した彼女たちは正義を求めて、自分たちの人生を台無しにした加害者たちを法的に訴えました。彼女たちに辛い経験をさせた人々を罰し、彼／彼女らから受けた身体的・心理的なダメージを償ってほしいと願っています。

しかし、正義を勝ち取るまでの道のりは長く、待ち続けることの連続でした。また、訴訟プロセスが終わっても、得たものは、紙っぺらの判決文のみです。被害者である彼女たちは日々の生活を送るだけでも大変なのに、加害者は逃亡中で未だ自由の身です。この不条理な現実を、読者の皆さんはどう考えますか？ヴィー、サー、ガーン、スー、ゲオとドアンのお話を読んで、皆さんで話し合ってください。

1. 出稼ぎ労働者として海外に出た彼女たちは、どのような搾取に遭いましたか？
2. 彼女たちは、どうやってそのような搾取の状況から脱出できたのでしょうか？誰が助けたのでしょうか？
3. メディアが彼女たちの話を取り上げることの、長所と短所を考えてみましょう。
4. LOL (Live Our Lives) という被害者自助グループの役割とは、何でしょう？LOL との係(か)わりは被害者たちにどのような影響を与えたでしょう？
5. 海外に出稼ぎに行くために多額の借金を抱えることは、すべきことでしょうか？自分の唯一の資産である土地までも、借金のかたにすることは、良い決断と言えるでしょうか？
6. 彼女たちの訴訟が終わるまでに、長い歳月がかかりました。では、何をすれば訴訟を早くに進めることができたのでしょうか？どのような法的支援が、彼女たちには必要だったのでしょうか？
7. 帰国後の、彼女たちの生活の再建を考えてみましょう。仕事にはすぐに就けましたか？生まれ育った故郷の村には、すんなり帰れましたか？彼女たちが、再び村で平穏な暮らしをするためには、どのような支援が必要なのでしょう？
8. 訴訟に勝った後、彼女たちは何を得たのでしょうか？また、加害者は、その罪に見合う罰を受けましたか？もし、加害者が正当な罰を受けていないのであれば、国は、政府は何をすべきなのでしょう？
9. 彼女たちのような被害者を少なくするために、私たちに何ができるのでしょうか？
10. 彼女たちのように、海外の出稼ぎに夢を抱く女性たちは後を絶ちません。海外への出稼ぎ自体が悪いことではありませんが、出稼ぎを安全なものにするために、あるいは、彼女たちが出稼ぎに行かずに自国で生活していけるためには、どのような支援が考えられるのでしょうか？

付 属 資 料

付属資料 1 : タイ人女性被害者による被害者支援グループ : Live Our Lives の紹介



L0L の発足

人間は、誰でもよりよい仕事に就いて高い収入を得るチャンスをもつはず。特に、十分な教育を受ける機会に恵まれず、タイでの就職機会が限られている女性たちは、海外での出稼ぎを通して、子どもや家族のためにお金を稼いで、借金を返し、家や車などを購入してよりよい生活ができるようになりたいと強く望みます。しかし、海外に出稼ぎに行った皆が、望んでいたような成功を手にするわけではありません。搾取されたり、ブローカーに騙されたり、海外で辛い経験をする女性はいくらもいます。タイに戻れなくなるような状況に陥る人もいます。また、莫大な借金を抱えて、敗れた夢と共に故郷に戻る人たちもいます。

こういった人身取引の被害を受けた女性たちは、海外からタイに戻ってきた時、生活再建に向けての支援や勇気付けを必要とします。しかし、収入も得られなかった上に、借金を抱えてタイに戻ってきた女性たちにとって、生活を再建することは容易なことではありません。政府機関やN G Oの支援があっても、新しい人生をスタートすることは非常に難しいことです。中には、こういった支援を受けられるのかよく知

らず、自分に起こったことを公にしたいと思ひ、誰の支援も求めず、自分自身で何とかして立ち直ろうとする女性たちもいます。

帰国した被害者にとって、もう一つの障害となるのが社会から疎外されることです。特に、性的搾取の被害にあった女性には、家族やコミュニティに被害を知られてしまい、拒絶されることを恐れて支援を求めることに消極的です。誰も頼れる人がいないのです。一番重要なのは、彼女たちは出稼ぎに行くために背負った多額の借金を返さなければならないということです。

第一ステップ：女性財団との協働

女性財団は、家庭内暴力やその他の人権侵害を受けた女性や子どもに対する支援を行っているタイの民間団体です。国境を超えた女性や子どもの人身取引の問題に焦点を当て、財団設立間もない1984年から、「女性情報センター」として、海外での就労を望むタイ人女性が人身取引の被害に陥らないように情報の発信を行ってきました。女性や子どもの問題を解決して行こうと、地方において一般の人たちを対象に啓発活動も実施しています。

女性財団は、人身取引問題が深刻化し複雑化してきていることを受けて、人身取引の防止と取締りのためには、人身取引被害者である当事者の女性たちが参画することが重要だと認識し、2006年にタイ国社会福祉・人間安全保障省 社会開発福祉局 人身取引対策部の支援を受けて、帰国した女性たちによる初めての会合を実施しました。人にあれこれ批判されない雰囲気の中で、仲間に会い、経験を打ち明けあったこ

とで、女性たちは、構造上の男女差別のために、自分に起こったことは他の多くの女性にも起こっていることに気づき、人身取引被害者としての権利についても学ぶことができました。

この会合がきっかけとなり、参加した女性たちはLive Our Lives (LOL) という被害者による被害者支援グループを結成しました。LOLは、お互いを勇気付け、最近帰国した被害者に対して新しい人生をスタートするための役立つ情報提供や支援をしています。また、安全な海外出稼ぎを勧めるための啓発活動も実施しています。LOLのメンバーの一人は、LOLの活動をこう表現しています。「LOLのメンバーは、命も危なくなるほどの困難を乗り越えて、闘い続けてきた女性たちで、自分の経験を伝えることで、仲間を勇気付け、人身取引の被害をなくそうという志を持っています。自分たちの経験を伝え、帰国被害者を支援していくことは、LOLの使命です」

LOLは女性財団と共に、「女性情報センター」を運営してきました。「女性情報センター」は、2007年から2008年まで国際労働機関（ILO）の資金支援を受け、海外から帰国したタイ人女性のネットワーク作りを支援し、海外での就労を望むタイ人女性や最近帰国した女性たちに対して情報提供や相談サービスを行いました。LOLメンバーは、自分たちが人身取引被害者として正義を求めて闘ってきた経験を活かし、理解と共感を持って、センターを訪れる被害者の相談に乗り、支援を行いました。

被害者による被害者支援ネットワークの強化

「女性情報センター」の活動は、被害者同士の横の連携を強め、メンバーを増やしネットワークの強化に貢献しました。センターの活動の一環として、国内視察ツアー、海外視察ツアー、新しいメンバーの歓迎イベント、メンバー間の情報共有ツールとしてニュースレター発行・配布などを行いました。

被害者の社会復帰を支援するネットワークとして

女性財団は、LOL が被害者に効果的な支援を実施し、まだ支援を受けていない被害者にも支援の手を伸ばすことができる可能性に着目し、LOL の能力強化を目指して「人身取引被害者による社会復帰・自立支援モデル構築活動」を実施しました。同活動は、国際協力機構（JICA）と人身取引対策部の支援を受け、2010 年 4 月から 2012 年 3 月まで実施されました。

LOL は、人身取引被害者の権利を保護するための以下の活動を実施しています。

- ✓ 労働搾取被害者に対する支援
- ✓ 性的搾取被害者に対する支援
- ✓ 海外就労準備のための情報提供
- ✓ カウンセリング研修と人身取引対策法に関わる研修
- ✓ 最近タイに帰還した被害者に対する家庭訪問、会合に参加できないメンバーに対する家庭訪問
- ✓ 小規模起業支援金の提供と職業訓練
- ✓ 県社会開発人間安全保障事務所が運営する子どもと家族のためのシェルターや他の政府機関と協力して、人身取引を防止するための海外出稼ぎに係る情報発信・啓発イベントの開催

- ✓ 地元の演劇グループの支援を受け演劇スキル研修の実施（演劇は LOL メンバーの心のケアプロセスの一環であり、LOL メンバーの啓発に関する役割を強化するものです）

13 人の被害者が初めて集まり LOL を立ち上げてから、11 年が経過しました。今日、LOL は 95 人のメンバーを抱えるまでに成長し、メンバー同士が支え合って前進を続けています。LOL は、いつでも新メンバーを歓迎しています。メンバーは皆さんと共に心温まる友情を築き、カウンセリングも行っています。ご興味のある方は下記の連絡先までご連絡ください。



Live Our Lives

Tel: +66-2-433-5149, +66-2-435-1246

Mobile: +66-81-908-8483

Fax: +66-2-513-2438

Address: 295 Charansanitwong 62,
Soi Wat Paorohit, Bangkok Noi, Bangkok 10700 Thailand

E-mail: janchida008@gmail.com

Facebook: Liveourlives

LINE ID: 081-9088483



付属資料 2： 人身取引被害者支援を実施する タイ政府機関及び民間団体一覧

人身取引被害者の権利

皆さんは人身取引という言葉をはじめて聞いたかもしれません。人身取引とは、現代の奴隷取引とも言える深刻な人権侵害です。自分でもよく分からない巨額な借金の返済のために騙されて海外に行って売春を強要されたり、休暇や賃金の支払いなしで奴隷のように労働を強制されたり、監禁されたり、暴行を受けたり、非人間的な扱いを受けた場合、それは人身取引の被害者になったということです。人身取引の被害者は、下記に挙げられている政府機関や民間団体から様々な支援を受ける権利があります。また、身の安全や秘密保守に配慮したサービス、法的支援、損害賠償、心身のケア、新しい人生をスタートするためのエンパワーメントなどの支援を受ける権利があります。

1. 法的支援

被害者は、自分を騙したブローカーや受入国で売春や労働を強いた加害者を相手に告訴することができます。下記の機関から法律相談や法的支援を受けることができます。

1.1. 法律相談及び法的支援を実施するタイ政府機関

社会開発・人間安全保障省 人身取引対策部

(Division of Anti-Trafficking in Persons (DATIP), Ministry of Social Development and Human Security)

電話番号：+ 66-2-202-9070

ワンストップ・クライシス・センター

(One Stop Crisis Center: OSCC)

電話番号：1300 (タイ国内のみ)

タイ国家警察 中央捜査局 人身取引犯罪取締司令部

(Anti-Trafficking in Persons Division, The Royal Thai Police)

電話番号：1191 (タイ国内のみ)

法務省 自由権利保護局

(Rights and Liberties Protection Department, Ministry of Justice)

電話番号：1111 内線 77 (タイ国内のみ)

労働者のためのホットライン

(Labor Hotline)

電話番号：1506 (タイ国内のみ)

労働省 労働保護福祉局

(Department of Labor Protection and Welfare, Ministry of Labor)

電話番号：1546 (タイ国内のみ)

電話番号：+ 66-2-245-4310～1, + 66-2-245-4313～4

法務省刑事事件被害者及び被告人のための金銭的支援事務局

(Office of Financial Assistance for the Injured Person and the Accused in Criminal Cases, Ministry of Justice)

電話番号：+ 66-2-141-2838～99

1. 2. 法律相談及び法的支援を実施するタイの民間団体

女性財団

(Foundation for Women)

電話番号 : + 66-2-433-5149

女性の友財団

(Friends of Women Foundation)

電話番号 : + 66-2-513-1001

弁護士協会

(Lawyers' Council)

電話番号 : + 66-2-522-7124~27, +66-2-522-7143~47

子どもの搾取撲滅財団

(The Fight Against Child Exploitation Foundation (FACE))

電話番号 : + 66-2-509-5782

子ども理解財団

(Foundation of Child Understanding (FOCUS))

電話番号 : +66-87-174-5797 (ホットライン)

電話番号 : +66-53-212-754

2. 心のケア

人身取引被害者として海外で辛い経験をした人は、自分の問題を他人に打ち明けることができず、一人で問題を抱え込んでしまいます。多くの人は、不安やプレッシャーを感じたり、自信をなくしたり、神経過敏になったりします。生きがいを感じなくなったり、失望したりします。また、不眠、頭痛、ストレスで苦しむ人もいます。自殺を考える人もいます。心のケアをしないままほっておくと、情緒不安定になったり、うつ病になったり、健康を大きく害することがあります。心のケアは、まず信頼できる人に話を聞いてもらうことです。親しい友人にも打ち明ける心の準備ができていないと思ったら、匿名の電話相談サービスを受けることができます。下記の団体の職員は、秘密を遵守し、話を一生懸命聞いてアドバイスをしてくれます。

電話相談サービスを提供しているタイの民間団体

ホットライン財団 (Hotline Foundation)

電話番号 : +66-2-276-2950~1, +66-2-277-2699,
+66-2-277-8811 (月~土 08:30~18:00)

女性の友財団 (Friends of Women Foundation)

電話番号 : +66-2-513-1001 (月~金 09:00~17:00)

女性財団 (FFW: Foundation for Women)

電話番号 : +66-2-433-5149 (月~金 09:00~17:00)

LOL (Live Our Lives)

電話番号 : +66-2-435-1246

ガニットナリーセンター (Kanitnaree Center/ Emergency Shelter)

電話番号 : +66-2 - 929 - 2222 (24 時間)

3. 被害者の保護・支援を実施する機関

3.1. タイ政府機関

社会開発・人間安全保障省 人身取引対策部

(Division of Anti-Trafficking in Persons, Ministry of Social Development and Human Security)

電話番号：+ 66-2-202-9070

所在地：C.P. Tower 3, Building A, 7th Floor, 34 Phayathai Road, Ratchathewi District, Bangkok 10400

人身取引課題にかかるタイ政府の調整機関として、人身取引被害者の保護と支援を担い、被害者による加害者訴追への支援も行っています。具体的には、長期及び短期シェルターの提供、損害賠償金請求、職業訓練や教育支援、出身国への安全な帰還などの支援を実施しています。

社会開発・人間安全保障省 ワンストップ・クライシス・センター

(One Stop Crisis Center: OSCC)

電話番号：1300（タイ国内のみ）

所在地：1034 Krung Kasem Road, Pomprab District, Bangkok 10100

社会開発・人間安全保障省の正式なホットラインで、人身取引や家庭内暴力、10代の望まない妊娠といった様々な社会問題に関する報告や相談を受け付け、関連機関と協力して支援します。電話相談、ウェブサイト

(www.osccthailand.go.th)、全国に2万ヶ所あるワンストップ・クライシス・センターを通じて24時間体制で受け付けています。

タイ国家警察 中央捜査局 人身取引犯罪取締司令部

(Anti-Trafficking in Persons Division, The Royal Thai Police)

電話番号：1191（タイ国内のみ）、+ 66-2-511-0731/0724

所在地：Phahonyothin Road, Chomphon Sub-district, Chatuchak District, Bangkok 10900

法の執行機関として、人身取引及び労働詐欺の防止、取締り、捜査を行っています。人権を守り、国内及び国際平和と秩序を保つため、国内だけでなく、他国の法執行機関や民間セクター、国際機関と連携しています。

法務省 自由権利保護局

(Rights and Liberties Protection Department, Ministry of Justice)

電話番号：1111 内線 77（タイ国内のみ）

所在地：Chalerm Phrakiat Compound, Ratchaburi Direkrit Building A, 120 Moo 3, Chaengwattana Road, Thung Song Hong Sub-district, Laksi District, Bangkok 10210

法務省に属したサービスセンターとして、司法プロセスで不当な扱いを受けた人たちから苦情を受け付け、相談サービスや法的支援を実施しています。

労働省 労働保護福祉局

(Department of Labor Protection and Welfare, Ministry of Labor)

電話番号：1546（タイ国内のみ）

+ 66-2-245-4310～1, + 66-2-245-4313～4

所在地：Mit Maitri Road, Dindaeng Sub-district, Dindaeng District, Bangkok 10400

雇用者と被雇用者との間の労働争議の調停を行い、正規労働者及び非正規労働者の労働の権利と利益、法で約束された生活水準が確保されるように支援を行っています。

3.2. タイの民間団体

弁護士協会

(Lawyers' Council)

電話番号：+ 66-2-522-7124～27, +66-2-522-7143～47

所在地：249 Phahonyothin Rd., Bang Khen District, Bangkok 10220

法律相談サービスの提供や弁護士を雇う財力のない人に公設弁護士を派遣する専門家団体です。協会が支援することになれば、弁護士費用あるいはその他の費用を払う必要はありません。バンコク以外に住んでいる人は、各県の裁判所で弁護士協会からの支援を要請することができます。

子どもの搾取撲滅財団

(The Fight Against Child Exploitation Foundation (FACE))

電話番号：+ 66-2-509-5782

連絡先：P.O.Box 128, Klong Chan, Bangkok 10240

政府機関及び民間団体と連携しながら、子どもと女性の人身取引事件や性的虐待事件に対し法的支援を実施しているNGOです。

子ども権利保護財団

(The Center for the Protection of Children's Rights Foundation)

電話番号：+ 66-2-412-1196, + 66-2-412-0739

所在地：979 Soi Wat Diduad, Charansanitwong 12, Thaphra Sub-district, Bangkok Yai District, Bangkok 10600

虐待を受けたり、売春や重労働を強制されている新生児から18歳までの子どもを対象に支援を実施しているNGOです。

女性の友財団

(Friends of Women Foundation)

電話番号：+ 66-2-513-1001

所在地：386/61-62 Soi Ratchadaphisek 42, Ratchadaphisek Road, Latyao Sub-district, Chatuchak District, Bangkok 10900

売春を強制された女性に対して、政府機関と連携して、相談サービスや支援を行っているNGOです。

女性財団

(FFW: Foundation for Women)

電話番号：+ 66-2-433-5149, + 66-2-435-1246

所在地：295 Charansanitwong 62, Soi Wat Paorohit, Bangkok Noi, Bangkok 10700

人身取引の被害に遭った女性や子どもに対して、国内外の政府機関及び民間団体と連携し、支援を実施しているNGOです。具体的には、空港の出迎え、短期シェルターの提供、法律相談、奨学金や就業を支援する資金への申請支援を行っています。さらに、海外から帰還したタイ人女性被害者への支援として、被害者が集まり、勇気付けあい、助け合うための集いの場を提供しています。

L0L (Live Our Lives)

電話番号/所在地：女性財団と同じ

アジア、ヨーロッパ、アフリカなどで人身取引の被害に遭い、タイに帰還した女性たちで結成された人身取引被害者による被害者支援グループです。L0Lグループメンバーはタイ全国に居住していて、帰還した被害者が一人で苦しまなくてもいいように、勇気付けて支援し、支援提供先についての情報提供も行っています。

子ども理解財団

(Foundation of Child Understanding (FOCUS))

電話番号 : +66-87-174-5797 (ホットライン)
+66-53-212-754

所在地 : Chiang Mai City Hall, 5th Floor, Chotana Rd., Muang
District, Chiang Mai 50300

人身取引被害者に保護・支援を提供するために政府機関と
NGO の調整役を務める団体です。活動地域は北部 9 県、す
なわち、メーホンソン県、チェンマイ県、チェンライ県、
パヤオ県、ランプーン県、ランパーン県、プレー県、ナー
ン県、ターク県を対象としています。

ミラー財団

(The Mirror Foundation)

電話番号 : + 66-2-941-4194~5 内線番号 : 104

所在地 : 8/12 Soi Viphavadi 44, Viphavadi Rangsit Rd., Latyao Sub-
district, Chatuchak District, Bangkok 10900

人身取引事件の受付、被害者支援の調整を行っていま
す。また、人身取引問題に関わる情報収集、情報発信を
実施し、人身取引問題の解決を政策レベルで働きかけて
います。

付属資料 3 : 女性財団 (Foundation For Women) の 紹介



女性財団は女性と子どもの人権の促進を目的とする民間団
体です。問題を抱える女性と子どもに支援を実施していま
す。さらに、家庭内暴力、性暴力など、現代社会において女
性が直面する問題について啓発活動も実施しています。

女性財団は 1987 年に NGO として登録申請を行い、2005 年
に NGO 第 605 号として認可されました。

沿革

1984 年 3 月に「女性情報センター」という女性のための小規
模プロジェクトが誕生しました。海外就労を希望する女性が
騙されて売春に携わることがないように正しい情報提供を目
的としていました。さらに、様々な職種の女性向けに教材も
作成しました。

目的

1. 生活が困難で脆弱な女性に対して支援を実施すること
2. 様々な職種の女性向けに教育を実施し、教材を作成すること
3. 国際連合の条約に示された女性の権利を促進すること
4. 女性に関連する研究・情報発信、女性の能力強化のためのプロジェクトを実施すること
5. 消費者、マスコミの権利を促進すること、公益のためにマスコミを活用すること
6. 他の公益団体と連携をとること

現在、女性財団は以下の女性及び子ども支援プロジェクトを実施しています。

1. 夫による虐待、レイプ、猥せつ、国内外での強制売春、望まない妊娠などの性差による暴力を受けた女性を対象とする支援プロジェクトを実施しています。相談サービス、訴追、シェルターの手配、治療に関わる支援を実施しています。
2. 2008年にタイ国ターク県メーソット郡にミャンマー人女性と子どものためのシェルターを開設しました。人身取引犯に騙される危険性が高い女性と子どもを受け入れており、訴追、本国送還、社会復帰などの保護・支援を実施しています。女性と子どもが安全に帰還できるように調整し、さらに、自立支援活動も実施しています。
3. 子どもを含む外国人労働者権利保護プロジェクトを実施しています。

女性財団は10年以上に渡って、入国管理局と連携し、外国人女性に対して支援を実施しています。外国人女性と子どものほとんどはタイで搾取され、人身取引被害者になったミャンマー人、ラオス人、カンボジア人です。女性財団はこういった女性と子どもに対して、緊急支援を実施しています。さらに、監禁されている人がいるという情報が入れば、警察と調整を行い、救助後のケアも行っています。さらに、女性財団はタイの法律に基づいた権利について、ラオス語、ミャンマー語、カンボジア語で配布資料を作成しています。女性と子どもを法律で定められた公的保護施設に移動させる際の支援も行っています。被害者たちが人身取引犯の訴追を希望する場合、法的支援も実施しています。

女性財団は2006年から現在まで人身取引被害者による被害者支援グループ Live Our Lives (LOL) をサポートし、心のケアやエンパワーメント活動を実施しています。さらに、人身取引被害者が損賠賠償を受けられるように、加害者訴追プロセスをサポートしています。現在、LOL メンバーは95人います。他の女性が自分たちと同じ状況に陥らないように予防・防止活動を実施しています。例えば、海外就労における注意事項や就労情報を提供しています。さらに、人身取引の被害に遭った女性が、辛い経験を乗り越え、普通に生活できるように、精神面のサポートも実施しています。

LOL の活動への支援として、皆様からの寄付を受け付けております。

1. 小切手または郵便為替

‘Live our Lives Group ’ 295 Charansanitwong 62, Soi Wat
Paorohit, Bangkok Noi District, Bangkok 10700

2. 銀行振込

Kasikorn Bank, Saphan Krung Thon Branch 普通預金口座番
号:021-2-89185-1

口座名義: Live our Lives Group

お振込後、LOL までFAXにて振込票を送付くだされば、領収書
を発行し、郵送させていただきます。

FAX番号: +66-2-434-6774